

# 東大阪市役所本庁舎内広告事業仕様書

本仕様書は、東大阪市（以下、「甲」という。）が発注する東大阪市役所本庁舎内広告事業（以下、「本事業」という。）の内容について必要な事項を示し、落札者（以下、「乙」という。）の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## 1. 一般事項

- (1) 事業名は「東大阪市役所本庁舎内広告事業」とする。
- (2) 履行場所は東大阪市役所本庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号）とする。
- (3) 契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の3か月前までに書面による意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、最長で令和13年3月31日まで延長できるものとする。
- (4) 乙は、本事業の実施にあたっては、関係法令や条例等を遵守すること。なお、別紙1「広告媒体及び設備機器等設置箇所図」を参照し、令和8年5月1日までに運用が開始できるよう「3.業務内容」に示す業務にかかるモニター類、広告付き案内地図等の設置を完了すること。ただし、設置作業については、令和8年4月1日以降に行うこと。（運用開始が間に合わないおそれがある場合は速やかに甲と協議すること。）
- (5) 乙は、本事業の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し指示を仰ぐこと。
- (6) 乙は、本事業の履行過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 乙は、本事業の履行にあたり、甲の備品・設備に損害を与えるおそれがある場合、必要箇所を適切に養生すること。なお、甲の備品・設備に損害を与えた場合は乙の負担にて速やかに原状復旧すること。

## 2. 本事業着手時の提出書類

- (1) 乙は、本事業にかかる契約締結後、着手日までに本事業責任者届及び緊急時を含む連絡体制表を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- (2) 前号の提出書類について、乙の事情により内容を変更する場合は、事前に書面により甲の承諾を得なければならない。

## 3. 業務内容

- (1) 大型4面マルチモニターの設置・運営
  - ア 甲が設置する既存の大型4面マルチモニターを撤去し、次の場所に大型4面マルチモニター（新品）を設置し、イ～オに記載の内容で構成すること。

(既存設置モニターの仕様は「別紙2 現況設置モニター規格一覧」を参照すること。)

設置場所	サイズ (概算)	箇所数
1階 情報・展示コーナー前	H1509mm×W2672mm×D150mm	1箇所

イ 4面モニター (各60インチ×4台) で構成し、表示される画面が極端に途切れないよう、1面として使用できること。

ウ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震時等の転倒・落下防止対策を十分に講じること。また、各モニターは背面を横付け用金属等で十分に固定し、配線部分は見えないよう枠組み等を設置すること。なお、既設の金属板、アルミ板を加工して使用することは可能とするが、使用しない場合は乙の責任にて撤去し、庁舎内の指示する場所まで運搬すること。(処分は甲が行う。)

エ 天気予報やニュース等のコンテンツ情報及び市政情報を配信すること。(配信に要する契約及び費用は全て乙が負担すること。) また、民間企業等の広告配信に活用することができるが、掲載時間の割合については、甲と協議の上決定すること。

オ 撤去の際は原状復旧すること。

カ 本仕様書に定めのない事項を含め、詳細は甲と協議の上決定する。

## (2) 広告付き案内地図の設置・運営

ア 広告付き案内地図を次の場所に作成、設置し、案内地図及び広告枠で構成すること。

設置場所	サイズ	台数
1階 総合案内前	H2100mm×W3200mm×D150mm程度	1台

イ 設置場所のスペースを勘案し、甲と協議のうえ作成すること。

ウ 本体枠の角が鋭利とならないよう、安全対策上の措置を講じること。

エ 下部パネルにパンフレットラック (A4サイズ) を各5個以上取り付けること。

オ 本体枠は、電気亜鉛メッキ銅板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。

カ 庁舎施設と調和の取れた意匠性のあるものとする。

キ 案内地図、広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性を確保すること。

ク 電源を使用する場合は、調光器等により明るさの調整が可能とし、省エネ (LED内照式等) に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うとともに、手動による電源のON/OFFが容

易にできる構造にすること。

ケ 広告付き案内地図については、次の条件で設置すること。

- ① 本庁舎を中心とした東大阪市全域図とし、本体内に収まるよう作成すること。案内地図のサイズは本体の概ね25%以上を占めること。また、全域図の余白部分に収まる大きさに、本庁舎周辺の案内地図を拡大表示すること。
- ② 国土地理院刊行地図と同程度以上の精度によること。
- ③ 公共施設等、甲が指定する情報を表示すること。
- ④ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ⑤ 案内地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

コ 広告付き案内地図の広告枠については、次の条件で設置すること。

- ① 広告付き案内地図の広告枠に、広告主の広告（写真・名称・所在・電話番号等）を表示することができる。
- ② 案内地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう、番号等で符合すること。
- ③ 広告付き案内地図の広告枠は本体内で収まる大きさに作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。
- ④ 広告枠は概ね半数をデジタル式（55インチモニター）、タッチパネル対応（タッチした広告を拡大表示できる機能）とし、アナログ式の広告枠と分離可とする。

サ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震時等の転倒・落下防止対策を十分に講じること。

シ 撤去の際は原状復旧すること。

ス 既存設置モニターの仕様については、「別紙2 現況設置モニター規格一覧」を参照すること。

セ 本仕様書に定めのない事項を含め、詳細は甲と協議の上決定する。

### (3) 付属モニターの設置・運営

ア 行事案内・フロア案内用モニターを次の①～②に示す箇所に設置すること。

- ① 柱面（1階総合案内前広告付き案内地図付近に1台）  
42インチ程度の液晶ディスプレイ上下2面構成とし、上面を行事案内や市政情報配信用、下面をフロア案内用モニターとすること。なお、下面のフロア案内用モニターはタッチパネル対応とし、利用が促進されるよう工夫を行うこと。また、柱（W1250mm）からはみ出さないサイズとすること。
- ② 1階エレベーター前（低層階用1台・高層階用1台）  
32～42インチ程度の新品の液晶ディスプレイ（天井吊下げ）を1階エレベーター前（低層階用・高層階用）に各1台設置すること。市政情報配信用

モニターとし、①の柱面に設置するモニター（上面）を主体として、連動して内容が表示される機能とすること。

- イ 市政情報配信用としても使用ができるモニターを1階南側ロビー（2階壁面部分）に次の条件で1台以上設置すること。
  - ・80インチ以上の液晶ディスプレイ
  - ・DVD又はUSBにより録画映像等を放映できるシステム
  - ・地上デジタル放送が視聴できる設備
- ウ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震時等の転倒・落下防止対策を十分に講じること。
- エ 天井吊下げにより設置する場合は、ディスプレイ付近に点検口（天井と同等の部材・模様）を設けること。
- オ 撤去の際は原状復旧すること。
- カ 既存設置モニターの仕様については、「別紙2 現況設置モニター規格一覧」を参照すること。
- キ 本仕様書に定めのない事項を含め、詳細は甲と協議の上決定する。

（4）壁面広告物の設置・運営（任意）

- ア 「別紙3 壁面広告物設置可能箇所図」に示す箇所に、民間企業等の広告主を募集し、広告物を設置することができる。
- イ 広告物についてはW4100mm×H1000mm又はW1300mm×H4100mm程度の大きさで作成すること。
- ウ 壁面や柱にインク等による汚染や設置時に損傷が無いように十分留意すること。庁舎施設に汚損や損傷があった場合や広告物を撤去する場合は速やかに原状復旧すること。

4. 経費の負担

本事業に伴い発生する必要経費の負担については下表のとおりとする。

項目	甲	乙	備考
広告媒体及び設備機器等の作成費、設置費、移設費、撤去・処分費	○ (処分費のみ)	○	甲が負担する処分費は、甲が設置する既存の大型4面マルチモニターにかかる処分費に限る。

項目	甲	乙	備考
広告媒体及び設備機器等の維持管理費（保守及び修繕費、取替費等）	-	○	
行政財産使用料	-	○	東大阪市行政財産使用料条例に基づき、甲が算定した額（令和8年4月1日より）
電気使用料	-	○	電力会社の電気料金単価に、設置する機種 of 定格消費電力等乗じて得た額（甲が算定する。）

## 5. 乙の責務

- (1) 市政情報配信、シティプロモーションの観点、また、歳入確保の観点に鑑み、広告主（特に市内企業）への募集を積極的に行うこと。
- (2) 広告媒体及び設備機器等の破損・汚損や、公共施設や広告主の修正や変更の必要が発生した場合は適宜メンテナンスを行い、正確な情報を配信すること。  
（案内地図については1年度につき最低1回は全体を更新すること。）
- (3) 広告の掲載内容については、掲出予定の2週間前までに見本を甲へデータ提出し、承認を得ること。
- (4) 広告媒体及び設備機器等には、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属し、東大阪市が推奨するものではない」旨の表示を施すこと。なお、広告配信に伴い広告主に与えた損害について、甲は一切の責任を負わない。
- (5) 広告媒体及び設備機器等の使用・操作方法について、必要に応じて甲に説明する機会を設けること。

## 6. 提出資料

乙は、本事業にかかる下記資料を履行期間内に甲へ書面（カラー印刷1部）及びデータにて提出し、確認を受けること。

- ア 広告媒体及び設備機器等の配置図（平面図、断面図等）
- イ 設置機器及び内部機器配線系統図
- ウ 広告媒体及び設置機器等の仕様が分かるカタログ等

## 7. その他特記事項

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、広告掲載にあたっては、「東大阪市有料広告掲載要綱」及び「東大阪市有料広告掲載基準」、「東大阪市本庁舎施設内広告設置取扱要領」ほか、関係法令に定めるところによる。
- (2) 広告媒体及び設置機器にかかるトラブルや広告内容についての苦情、問合せ等、一切の対応は、乙において即時に対応すること。
- (3) 甲の信頼・品位を損なうことのないよう、広告の内容やコンテンツには細心の注意を払うこと。
- (4) 設置及び撤去に係る作業は原則閉庁日又は閉庁時間に実施するものとし、詳細については、甲と協議により決定すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、甲の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、広告媒体の拡充及び庁舎設備の活用方法について、乙のノウハウを生かした提案を積極的に行うこと。
- (7) 本事業の実施にあたり、疑義が生じたときは甲乙協議によりこれを解決するもの。